「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第15条第1項に規定する「本協会が別に定める一定の範囲」について

令和5年6月30日制定日本証券業協会

「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第15条第1項に規定する「本協会が別に定める一定の範囲」は、下記①、②、③の全てを満たす範囲をいう。

記

- ① 公開価格が仮条件の下限の80%以上かつ上限の120%以下の範囲内で決定されること(その旨及び当該決定される価格の範囲が、仮条件の決定に伴って提出される訂正有価証券届出書に注記されている場合に限る。)。
- ② 仮条件の決定時における売出数量(同一種類の有価証券の売出しが、外国で並行して行われる場合における当該外国における 売出数量を含み、オーバーアロットメントの数量を除く。以下同じ。)が公開価格の決定に伴い変更される場合には、公開価格の決定時における売出数量が仮条件の決定時における売出数量の 80%以上かつ 120%以下の範囲内であること(変更される 可能性がある旨及び変更される売出数量の範囲が、仮条件の決定に伴って提出される訂正有価証券届出書に注記されている場合に限る。)。
- ③ 公開価格の決定時における、発行数量(同一種類の有価証券の募集が、外国で並行して行われる場合における当該外国における発行数量を含む。以下同じ。)及び売出数量の合計数量に公開価格を乗じた額が、仮条件の決定時における、発行数量及び売出数量の合計数量に仮条件の下限を乗じた額の80%以上かつ発行数量及び売出数量の合計数量に仮条件の上限を乗じた額の120%以下の範囲内であること(その旨が、仮条件の決定に伴って提出される訂正有価証券届出書に注記されている場合に限る。)。

以 上